

2 事業計画の概要

◆ 当社の主な事業目的は以下のとおりです。

- 1 製鉄、非鉄金属の各原料の売買業
- 2 古紙、ウエス及び塩類の売買業
- 3 金属、プラスチックの成型、製造、販売業
- 4 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬業
- 5 産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理業
- 6 産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理業及び処分業
- 7 建築物解体工事業
- 8 機械解体業
- 9 自動車解体業

◆ 当社の主な事業方針は以下のとおりです。

- 1 地球環境を大切にします。
- 2 資源の有効利用を積極的に支援します。
- 3 地域住民、行政組織から信頼を獲得し、リサイクル事業の安定化を図ります。
- 4 効率的な事業運営により、社内外へ利益を還元します。
(処理コストの低減、労働環境の向上)

◆ 産業廃棄物の種類ごとの運搬計画量 (t/月)

(産業廃棄物)	
種 類	予定運搬量
金属くず	10
廃プラスチック類	100
ガラスくず等	10
ゴムくず	1
紙くず	10
繊維くず	10
木くず	200
がれき類	10
汚泥	10
燃え殻	1
廃油	1
動植物性残さ	10

(特別管理産業廃棄物)	
種 類	予定運搬量
廃石綿等	5
廃油	1
廃酸	1
廃アルカリ	1
汚泥	5
燃え殻	1

◆ 産業廃棄物の種類ごとの処分計画量 (t/月)

(産業廃棄物)	
種 類	予定処分量
金属くず	30
廃プラスチック類	150
ガラスくず等	20
ゴムくず	1
紙くず	10
繊維くず	10
木くず	700
がれき類	25

◆ 環境保全措置の概要

- ・ 収集運搬業務においては、固形物については落下飛散の防止のために、積載後ロープ等で固定、又はシートで覆います。また、泥状物や液物については専用の運搬容器に収納し、積載後はロープ等で固定します。
道路交通法を遵守し、騒音・振動の発生防止に努めるとともに、付近住民の方の迷惑にならないように、搬入時間等に配慮します。
- ・ 積替保管業務においては、積替保管基準を遵守し、規定された場所で保管上限の範囲内で適正に保管します。
保管施設から汚水が流出するおそれはありませんが、万が一に備え、監視体制を整備します。
- ・ 中間処理業務においては、騒音規制法及び振動規制法の規制基準値を遵守し、騒音や振動で周辺的生活環境に影響を与えないよう、施設の配置及び作業時間を調整します。
中間処理工程から汚濁水が流出するおそれはありませんが、水質汚濁に係る監視体制を整備し、万が一、汚濁水が流出した場合は、直ちに回収作業を行います。